

コンテンツ・ツーリズム学会会員規程

(総則)

第1条 この規程は、コンテンツ・ツーリズム学会会則（以下会則）に基づき、会員制度について定める。

(会員の種類)

第2条 本会の会員の種類は、個人会員、学生会員、団体会員、特別賛助会員とする。

2 会員の資格要件は、次のとおりとする。

- ①個人会員 本会の趣旨に賛同する者
- ②学生会員 本会の趣旨に賛同する学生・留学生
- ③団体会員 本会の趣旨に賛同する法人・団体
- ④特別賛助会員 本会の趣旨に賛同し特別な支援をする法人・団体

(会員の入会)

第3条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に送付するものとする。

2 申込み内容に特段の不具合が認められず、事務局において異議がない場合は、理事会を待たずに入会を一時的に認めるものとする。

3 前項において常任理事会にて入会が不許可となった場合には、入会を取消し、支払済の会費は返還する。

(会費)

第4条 本会の会員は、別表の定めるとおり会費を納めなければならない。

2 本会の会費は年会費制とし、原則として、本会の請求に基づき前納一括納付するものとする。

(会費の返還)

第5条 本会は、退会や除名等の会員資格の喪失に際し、既に納付された会費については、その理由にかかわらず、これを返還しないものとする。

2 本規程第3条第3項は、前項の例外とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 個人会員は、入会手続きを経て、会費の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。

2 学生会員は、入会手続きを経て、会費の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。

3 団体会員は、理事会で承認された日を登録日とする。

4 特別賛助会員は、理事会で承認された日を登録日とする。

(有効期間)

第 7 条 本規程に基づく会員資格有効期間は、初年度は本規程 6 条で定めた登録日から当該年度の 3 月 31 日までとする。以後は毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

2 当該年度に予定されている最後の理事会以降に、会員登録された場合、常任理事会の議を経て、初年度の会員資格有効期間の延長を認めることができるものとする。

3 学生会員は、年度更新の手続きを行う際、当該年度における在学証明書を事務局に提出しなければならない。所定の期日までに手続きされない場合は、当該年度は一般会員として登録される。

(変更届)

第 8 条 会員は、氏名、住所など本会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が、前項の手続きを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、本会はその責任を負わないものとする。

(退会届)

第 9 条 退会を希望する会員は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

2 届出の内容を、事務局が確認できた日を会員資格喪失日とする。

(除名)

第 10 条 会員は、以下の場合には理事会にて除名が審議される。

①会費を 1 年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

②届出の連絡先で本会から連絡ができなくなったとき。

③その他、本会の定める会則等に違反し、あるいは本会の名誉及び信用を著しく傷つけたとき。

2 審議の結果、除名が相当となった場合、当該会員を、会則 8 条に基づき会長が除名することができる。

(補足)

第 11 条 本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度常務理事会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附則

本規程は 2019 年 6 月 2 日より施行する。

別表 (第 4 条関連)

会員毎年会費

2019 年度まで

会員種別	年会費
個人会員	5,000 円
学生会員	2,000 円
団体会員	50,000 円
特別賛助会員	協議により定める

2020 年度以降

会員種別	年会費
個人会員	8,000 円
学生会員	4,000 円
団体会員	50,000 円
特別賛助会員	協議により定める